明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める件（財務・農林水産・経済産業八）　一
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一四〇）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
破産、免責関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十四事業年度独立行政法人水資源機構の財務諸表、西日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者・証票無効・登録のまつ消、弁理士登録関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十五年六月農林水産省告示第六号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十五年十月十五日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

財務省
農林水産省
経済産業省

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口

ロ　円高等対策特別相談窓口

ハ　平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十六年三月三十一日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省
農林水産省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。
経済産業省